

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

第二条第一項第十六号中「有価証券」の下に「第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨」を加える。

第四十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）の規定による森林環境税及び森林環境税に係る延滞金

第四十五条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

第四十五条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)

第四十八条の二 居住者の仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合には、選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他仮想通貨の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第一項中「の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「自己の株式」の下に「又は出資」を、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいづれか一方の

株式」を「うちいづれか一の法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

第八十三条の二第二項中「同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には」を「次に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該配偶者が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合

二 当該配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第一百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第一百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該配偶者が、その年分の所得税につき、第一百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）

三 当該配偶者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第二百三条の二第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該配偶者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。）

第八十五条第二項中「第二百三条の五第一項第五号」を「第二百三条の六第一項第五号」に改める。

第一百二十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第一百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたもの有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

第一百二十条第三項第四号を削る。

第一百二十二条第三項中「第二百三条の六（源泉徴収等）」を「第二百三条の七（源泉徴収）」に改める。

第一百二十二条第一項後段を削り、同条第三項中「第一百二十条第三項」を「第一百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項」に、「規定は、」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改める。

第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項中「第一百二十条第三項」を「第一百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項」に、「規定は、」を「規定

は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改める。

第一百三十七条の二第十項及び第一百三十七条の三第十一項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に、「に中断し、当該継続適用届出書の」を「から当該継続適用届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第一百五十一条の六第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第一百六十六条中「同条第三項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「交付される源泉徴収票」とあるのは「交付される源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と」を削り、「第一百二十二条第二項」を「「ならない」とあるのは「ならないものとし、国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者が同項の規定による申告書を提出する場合には、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとする」と、第一百二十二条第二項」に改める。

第一百七十六条第三項中「所得税」の下に「当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき第一百八十二条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、「」を加える。

第一百八十二条第三項中「同項」を「当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき次条又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、第一百七十六条第三項】に改める。

第一百八十六条の次に次の一条を加える。

（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）

第一百八十六条の二 紙与所得者の扶養控除等申告書又は從たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この条において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当

該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）若しくは前条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第一百八十五条第一項第一号及び第二号並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

第一百八十七条中「前条第一項第一号」を「第一百八十六条第一項第一号」に、「の規定」を「（賞与に係る徴収税額）の規定」に改める。

第一百九十条第二号二中「及び」を「、その控除対象配偶者又は配偶者が第二百三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する居住者として同項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出しているかどうか及び」に改める。

第一百九十八条第二項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第二百三条の三中「（第三号）の下に「又は第六号」を加え、「第四号」を「第七号」に改め、同条第一号二から八までの規定中「第一百三条の五第三項」を「第一百三条の六第三項」に改め、同条第二号中「の支払を」を「（以下この号及び第五号において「農業者老齢年金等」という。）の支払を」に、「当該公的年金等」を「当該農業者老齢年金等」に、「公的年金等の支払者」を「当該農業者老齢年金等の支払者」に、「前号に掲げる」を「当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める」に改め、同条第三号中「の支払を」を「（以下この号及び第六号において「退職年金等」という。）の支払を」に、「当該公的年金等」を「当該退職年金等」に、「公的年金等の支払者」を「当該退職年金等の支払者」に、「第一号に掲げる」を「当該退職年金等を第一号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める」に改め、同条第四号中「前三号に掲げる公的年金等以外の公的年金等」を「第三十五条第三項第三号（雑所得）に掲げる年金その他政令で定めるもの（第二百三条の六第一項において「確定給付企業年金等」という。）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 前二号及び次号から第七号までに掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の月割額と

して政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいづれか多い金額に、当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

五 農業者老齢年金等の支払を受ける居住者で当該農業者老齢年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該農業者老齢年金等の支払者が支払う当該農業者老齢年金等 当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

六 退職年金等の支払を受ける居住者で当該退職年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該退職年金等の支払者が支払う当該退職年金等 当該退職年金等を第四号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

第二百二条の六の見出し中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同条中「並びに同項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出」を削り、第四編第三章の二中同条を第二百二条の七とする。

第二百三条の五第一項中「第三十五条第二項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるもの」を「確定給付企業年金等」に、「居住者は」を「居住者が、第二百三条の三（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（徴収税額）の規定による所得税の額の計算において同条第一号口からへまでに掲げる金額のいづれかの金額の控除を受けようとする場合には」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第五号中「その数」を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一百九十八条第四項」を「第六項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印（第四項の規定により自署による場合を含む。）については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて第一百九十八条第四項」に、「の規定は、第五項の場合について準用する」を「に規定する財務省令で定める措置をもつて代えることができる」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定により提出する申告書については、国税通則法第二百二十四条第一項（書類提出者の氏

名、住所及び番号の記載等) の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、当該申告書を提出する居住者の自署によることができる。

第二百二条の五を第二百三条の六とする。

第二百二条の四中「前条」を「第二百三条の三(徴収税額)」に改め、同条第一号中「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「とき。」を「とき」に改め、同条を第二百三条の五とする。

第二百二条の三の次に次の一条を加える。

(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)

第二百三条の四 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者(以下この条において「対象居住者」という。)の当該申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者(以下この条において「対象配偶者」という。)が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第二百八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)若しくは第二百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税

額) 又は前条第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、同条第一号から第三号までの規定を適用する。

附則に次の一条を加える。

(農業協同組合中央会の特例)

第二十六条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第一に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「第十一條」の下に「第七十八条、附則第三十六条」を加える。

別表第一の備考(二)中「扶養親族等」の次に「第一百八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の

適用) の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」 や是べ、「同項」 や「同項」 リ落ス、画紙の題解工ニヰ「扶養親族等()」 のメビ「第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」 や是べ、「同項」 や「同項」 リ落ス。

画紙の題解工ニヰ「扶養親族等()」 のメビ「第百八十六条の二 (源泉控除対象配偶者に係る控除の適用) の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」 や是べ、「同項」 や「同項」 リ落ス、画紙の題解工ニヰ「扶養親族等()」 のメビ「第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」 や是べ、「同項」 や「同項」 リ落ス。

画紙の題解工ニヰ「扶養親族等()」 のメビ「第百八十六条の二 (源泉控除対象配偶者に係る控除の適用) の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」 や是べ、「同項」 や「同項」 リ落ス。

(本人親族の 1 部落出)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第二条第十二号の八中「合併法人株式」〔〕を削り、「の株式又は出資をいう。」又は合併親法人株式〕を「又は合併親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式又は出資をいう。」のいずれか一方〕を「をいう。」のうちいずれか一の法人〕に改め、同条第十二号の十一中「の株式又は分割承継親法人株式〕を「又は分割承継親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。」のいずれか一方〕を「をいう。」のうちいずれか一の法人〕に改め、同条第十二号の十七中「の株式又は株式交換完全支配親法人株式〕を「又は株式交換完全支配親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。」のいずれか一方〕を「をいう。」のうちいずれか一の法人〕に改め、同条第二十号中「短期売買商品〕を「短期売買商品等〕に改める。

第十条の三第一項中「特定普通法人等（一般社団法人若しくは一般財團法人、医療法人その他の）及び「のうち、公益法人等に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。」を削り、「特定普通法人等が」を「普通法人又は協同組合等が」に改め、同条第二項及び第五項

中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第十四条第一項第五号中「の特例」を削り、同項第十七号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「前項第六号」に改め、「までに、」の下に「前項第六号の連結親法人又は同項第七号に規定する内国法人（第一号において「連結親法人等」という。）が」を加え、同項第一号中「連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人」及び「当該連結親法人又は内国法人」を「当該連結親法人等」に改める。

第二十条第一項中「法人税の納税地」の下に「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。）」を加え、「異動前の納税地」を「異動前の納税地等」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条第一項第三号イ⁽²⁾中「報酬委員会」を削り、「をいい」を「（その委員の過半数が当該内国法人の同法第二条第十五号（定義）に規定する社外取締役のうち職務の独立性が確保された者として政令で定める者（⁽²⁾において「独立社外取締役」という。）であるものに限るものとし）に改め、「又は当該業務執行役員」を削り、「になつてゐる」を「である」に改め、「決定」の下に「（当該報酬委員会の

委員である独立社外取締役の全員が当該決定に係る当該報酬委員会の決議に賛成している場合における当該決定に限る。」を加える。

第三十九条第一項第一号中「含む。」の下に「第三号及び」を加え、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第三十九条第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第五十二条第十二項中「第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「特定普通法人等の」を「普通法人又は協同組合等の」に改める。

第五十五条の見出しを削り、同条第三項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

第二編第一章第一節第五款第一目の目名中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第六十一条第一項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「除く。」の下に「及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨（以下こ

の条において「仮想通貨」という。)」を、「した日」の下に「(その譲渡が剩余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剩余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日)」を加え、同項各号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第二項中「短期売買商品に」を「短期売買商品等(仮想通貨にあつては、活発な市場が存在する仮想通貨として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。)」に、「短期売買商品を」を「短期売買商品等を」に、「及び」を「又は」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に改め、同条第三項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「有する場合」の下に「(仮想通貨にあつては、自己の計算において有する場合に限る。)」を加え、同条第四項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「移転する場合」の下に「(仮想通貨にあつては、自己の計算において有する仮想通貨を移転する場合に限る。)」を加え、同条第五項中「が、短期売買商品」を「が、短期売買商品等(仮想通貨を除く。以下この項において同じ。)」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「その短期売買商品」を「その短期売買商品等」に、「短期売買商品以外」を「短期売買商品等以外」に改め、同条第六項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「処理」の下に「第七項に規定するみなし決済損益額の翌

事業年度における処理」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

- 6 内国法人が事業年度終了の時において第二項に規定する政令で定めるものに該当しない仮想通貨（当該事業年度の期間内のいずれかの時において同項に規定する政令で定めるものに該当していしたものに限る。）を自己の計算において有する場合には、政令で定めるところにより、その仮想通貨を譲渡し、かつ、その仮想通貨を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

- 7 内国法人が仮想通貨信用取引（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、その時ににおいて当該仮想通貨信用取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 8 内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により仮想通貨信用取引に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の

前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

9 内国法人が仮想通貨信用取引に係る契約に基づき仮想通貨を取得した場合（第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨を取得した場合を除く。）には、その取得の時における当該仮想通貨の価額とその取得の基準となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨の取得の対価として支払った金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第二項及び第四項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改め、同条第五項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に改め、「いう。」の下に「の株式」を加え、同条第六項中「合併親法人株式」を「合併親法人の株式」に改め、同条第七項中「分割承継親法人株

式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第九項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改め、同条第十項中「株式交換完全支配親法人株式」を「株式交換完全支配親法人の株式」に改め、同条第二十三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を加える。

第六十一条の六第一項中「〔決済損益額〕という。」の下に「第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定するみなし決済損益額」を、〔〕はの下に「第六十一条第七項」を加え、同項第一号中「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品」を「第六十一条第二項に規定する短期売買商品等」に改め、同条第二項中「金額は」の下に「第六十一条第八項」を加え、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引

第六十一条の八第二項中「第六十一条第一項」を「第六十一条第二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「の益金又は損金算入」に「〔〕に」に改める。